

扶養親族等申告書の提出をお願いします

提出が必要か下記フロー図でご判断ください
提出いただくと該当する控除が受けられます

(1) ご本人が障害者または
寡婦・ひとり親^(※1)に
該当しますか？

該当する

提出が必要

提出いただくことで、所得税
と個人住民税で該当する控除
が受けられます。

(2) 控除対象となる^(※2)
配偶者または扶養親族
がいますか？

いる

提出が必要

提出いただくことで、所得税
と個人住民税で該当する控除
が受けられます。

(3) 扶養している配偶者または
扶養親族に退職手当を
受ける見込みの方^(※3)
がいますか？

いる

提出が必要

提出いただくことで、個人住
民税で該当する控除が受けら
れます。

いない

提出が必要な場合は、同封の「作成と提出の手引き」
を参照いただき、申告書に記載されている提出期限ま
でに提出をお願いします。

提出が不要 ^(※4)

※1：障害者、寡婦・ひとり親の要件については同封の手引きの5ページをご覧ください。

※2：年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

※3：退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

※4：提出の有無に関わらず、所得税率は一律、5.105%となります。

○国外にお住まいの扶養親族の控除対象要件の変更

国外にお住まいの扶養親族が控除対象となる要件が変更されます
(国外にお住まいの配偶者については要件の変更はありません)。

令和5年以降に国外にお住まいの扶養親族を控除対象とするためには、扶養親族の要件(受給者と生計を一にする年間所得見積額が48万円以下の親族)に加え、以下のいずれかに該当することが必要となります。

- ①対象者の年齢(※1)が30歳未満、または、70歳以上であること
- ②対象者が①に該当せず、留学のため国内に住所・居所を有しなくなったこと
- ③対象者が①に該当せず、障害者(※2)に該当すること
- ④対象者が①に該当せず、年金受給者より、その年において生活費または教育費に充てるための送金を、年間38万円以上受ける見込みであること

※1 30歳未満 = 平成6年1月2日以後生まれの方

70歳以上 = 昭和29年1月1日以前生まれの方

※2 障害者に該当するかは、作成と提出の手引きをご覧ください。

【控除対象該当の変化】

	令和4年分まで	令和5年分から
国外にお住まいの控除対象となる配偶者	控除対象	控除対象
国外にお住まいの扶養親族		
①扶養親族が30歳未満、または、70歳以上	控除対象	控除対象
扶養親族が30歳以上、70歳未満		
②留学のため国外に居住		
③障害者に該当	控除対象	控除対象
④年間38万円以上送金を受ける見込みあり		
上記②～④のいずれにも該当しない	控除対象	→ 控除対象外

○退職所得を除いた年間所得見積額の申告

令和5年に退職手当を受ける見込みのある配偶者・扶養親族がいる場合、令和6年度の個人住民税の決定に必要となるため、「退職所得を除いた年間所得見積額」をご記入ください。退職手当を受ける見込みのない方については記入不要です。

5 配偶者の区分

配偶者の収入が年金のみで、下記1、2のどちらかに該当の方は右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が108万円以下の方	<input type="checkbox"/>
上記以外の場合	
「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の見積額をご記入ください。(収入がない方はゼロを記入)	90 万円
退職所得がある方は、右の欄に○をしたうえで、上記金額から退職所得を除いた金額をご記入ください(退職所得がない方は記入不要です)。	40 万円

13 年間所得の見積額

48万円以下	48万円超
退職所得あり	
退職所得を除いた金額が48万円以下	